

みなかぜの虹



NO.1(創刊号)
平成27年9月8日
南風小学校学校運営協議会

学校運営協議会がスタートしました

昨年度からお知らせしておりました、南風小の学校運営協議会が8月27日に始まりました。学校運営協議会は、学校と家庭、地域社会が連携して子どもを育てる仕組みのことで、糸島市では平成29年度までにすべての小・中学校に設置するよう進められています。

この仕組みの内容については、裏面をご覧ください。

今回は、本校の学校運営協議会委員さんや第1回の会議で話し合われたことを紹介させていただきます。

■南風小学校 学校運営協議会委員の皆様(敬称略)

地域住民	森下 碩哉	校区シニアクラブ連合会長
	植谷 桂三	区長会長
	坂口 恵一	南風公民館 館長
	渋谷 栄一	共創プラン委員長 スポーツ少年団
	梶原 善仁	体育委員長
	青 妙美	民生児童委員
保護者	荒木 哲	民間企業
	松本 保成	PTA会長
	松藤 かおり	PTA副会長
学識経験者	木村 公治	PTA副会長
	古藤 俊二	JA糸島 本校の栽培活動の指導者



第1回 学校運営協議会の様子

会議では、まず、学校運営協議会の目的や組織、役割などについて「糸島市学校運営協議会規則」や、先行して実施している学校の例などをもとに共通理解を図りました。

その後、本協議会の会長と副会長を互選という形で選出し、会長は森下 碩哉 様、副会長は植谷 桂三 様に決まりました。

南風小の子どもたちのよいところ・伸ばしたいところは

今後の活動を考えるうえで最も大切なのが、課題の把握と目標の設定です。すなわち、南風小の子どもたちの長所・短所を考え、どんなことに重点を置くか決めることです。

委員の皆様と子どもたちの様子について次のように話し合いました。

南風小の子どもたちは

よくあいさつを
してくれます。

きまりを守った
きちんとした
行動です。

ちょっと
おとなしい
かな。

あまり
外で
遊んで
いないかな。



この後、学校からのデータ等も紹介しながら、「自分を信頼する子、自尊感情を育てよう。」ということによって一致しました。

そこで考えた作戦が、「みなかぜレインボープラン」です。

このことから、このおたよりを「みなかぜの虹」と名付けました。

このプランについて詳しくは次号で紹介します。

コミュニティ・スクール・みなかぜの誕生です



「コミュニティ・スクール」って何？

「コミュニティ・スクール」というのは、学校運営協議会を設置した学校のことです。では、学校運営協議会について紹介します。

Q1 なぜ、学校運営協議会なのですか。

夏休み中にも、大阪で子どもをめぐる悲しい事件が起こりました。

地域の大人がつながることが、より一層求められているように思います。

学校運営協議会という制度は、子どものまわりにいる地域の大人が互いに理解し合い、協力し合って、我が街の子どもたちを守り、育てようとするための仕組みです。

いつも、「子ども」を中心に据えて「まちづくり」を進めてこられた南風校区にはぴったりの取組だと思えます。これまでも保護者と地域、そして南風小学校はととてもつながり合って、いろいろなことを行ってきました。この校区づくりを末永く継承し、発展させていくことを担保するため、この制度を活用していきたいと考えています。

Q2 学校運営協議会とは何ですか。

国の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された組織です。

糸島市は、「糸島市学校運営協議会規則」を定めました。

そのなかで、保護者や地域住民の学校運営への参画や連携を進め、地域に開かれ、地域に支えられた学校づくりが目的であると述べています。

Q3 どんな人が委員になりますか。

委員は、

- ① 地域住民
- ② 保護者
- ③ 学識経験者
- ④ その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命します。

糸島市では、11人以内と決められています。市町村によって、この人数は異なります。

Q4 どんな役割があるのですか。

- ① 学校の運営方針を承認すること（教育課程や組織編成、予算等）
 - ② 学校の運営状況の評価
 - ③ 学校の職員の採用や任用について意見を述べること
 - ④ 協議会の活動を地域住民等に知らせ、理解や協力を求めること
- などです。

Q5 これまでの組織との違いは？

これまで、学校には「学校評議員制度」などの組織がありました。それらの組織とは違う点が大きく二つあります。

① 「決める」ことができます

これまでの学校評議員制度は、委員さんが個人の意見を述べ、アドバイスをするといったものでした。しかし、学校運営協議会は、学校運営協議会としての結論をみんなで話し合って決めることができます。いわゆる「合議制」の組織です。

② 委員さんの位置づけが違います

委員さんは、地方公務員法における非常勤の特別職になりますから、秘密を守る「守秘義務」などが規定されています。